

おたふくかぜワクチン

令和7年7月1日開始

任意接種費用の一部助成について

おたふくかぜ予防接種は、保護者の意思で接種するかどうかを決める「任意接種」です。助成を受けるには、港区が発行する予診票が必要となります。費用の助成を希望される場合は、港区ホームページから電子申請またはお電話で、接種前に予診票をお申し込みください。



日本小児科学会が推奨している接種時期に該当する次の方へは予診票を区から送付します。
○令和7年4月1日以降に1歳になるお子さん ○小学校就学前年度のお子さん(年長児相当)

おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)について

おたふくかぜ(ムンプス)は、ムンプスウイルスによる感染症で、特に3~6歳の子どもに多く見られます。感染経路は飛沫感染と接触感染があり、潜伏期間は2~3週間です。

主な症状は突然の発熱と耳の下の腫れ・痛みで、通常1~2週間で回復しますが、まれに無菌性髄膜炎や難聴、精巣炎などの合併症を引き起こすことがあります。特別な治療法はなく、症状に応じた対症療法が行われます。



おたふくかぜワクチン接種スケジュール(参考)

(日本小児科学会推奨2回)

1回目



1歳になったら
早めに



2回目



小学校就学前の
1年間

対象者

- ①接種日において港区に住民登録がある方
- ②接種日において1歳から小学校就学前年度までの方
- ③2回の接種が完了※していない方

①~③
すべてに
該当する
お子さん

※おたふくかぜワクチンの1回目を自費で接種されている場合は、この制度を利用して2回目の接種をすることが可能です。

注)2回以上の接種歴のある方やおたふくかぜに罹患したことのある方は助成の対象外です。

実施場所

港区実施医療機関

実施医療機関は、港区ホームページに掲載している医療機関名簿でご確認ください。

助成内容

7,000円/回(差額自己負担)

接種費用のうち、1回あたり7,000円(1人あたり2回まで)を区が助成します。

助成制度の開始前(令和7年6月30日以前)に接種をされた場合

全額自己負担となり、接種後に費用を請求できる償還払いの制度はございません。

次の場合は助成の対象になりません

- 接種日時時点で港区外に転居されている場合
- 実施医療機関以外で接種した場合
- 港区で発行した予診票を使用せずに接種を受けた場合

申請方法

港区ホームページから電子申請またはお電話で、**接種前に**予診票をお申し込みください。

電子申請はこちらの
QRコードから



問合せ

予防接種予診票コールセンター TEL : 03-6400-0094
みなと保健所 保健予防課保健予防係 港区三田1丁目4番10号 TEL:03-6400-0081

